

芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の設置をする者に対し、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、芝山町補助金等交付規則（昭和48年芝山町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、組積造（レンガ造、石造（大谷石等））の塀、万年塀その他これらに類する塀及びこれらと一体の門柱並びに基礎をいう。
- (2) 危険ブロック塀等 倒壊のおそれがあるブロック塀等のうち、次の各要件のいずれにも該当し、第6条第1項に規定する事前調査で危険と判定されたものをいう。
 - ア 芝山小学校の敷地からおおむね500メートル以内の区域に存在すること。
 - イ 道路面からの高さが1.2メートルを超え、かつ、高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いこと。
 - ウ 道路に面していること。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。
- (4) 軽量フェンス等 アルミフェンス、スチールフェンス、ネットフェンス、生け垣、竹垣その他ブロック塀等の重量が重いもの以外の塀や門等をいう。
- (5) 撤去 対象となるブロック塀等を全て撤去すること又は道路面からのブロック塀等の高さを0.4メートル以下に減じることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、危険ブロック塀等の所有者又は管理者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 当該危険ブロック塀等が設置されている同一の敷地において、この要綱に基づき補助金の交付を受けたことがある者。（ただし、ブロック塀等の撤去に係る第9条の規定による通知を受けた年度又は翌年度に撤去した危険ブロック塀等の代替となる軽量フェンス等の設置に係る補助金の交付申請をする場合を除く。）
- (3) 当該危険ブロック塀等の所有者から撤去等の承諾を受けていない管理者
- (4) 販売を目的として整地又は建物解体工事をする際に危険ブロック塀等を撤去する者
- (5) 公共事業等の用地取得に伴う損失補償の対象となる危険ブロック塀等を撤去す

る者

- (6) 自己が所有する危険ブロック塀等を自ら撤去する者
- (7) 芝山町暴力団排除条例（平成24年芝山町条例第1号）第9条第1項に規定する暴力団密接関係者
- (8) その他特に町長が不相当とする者
（補助の対象となる工事）

第4条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、危険ブロック塀等を撤去する工事及び撤去した危険ブロック塀等の代替として必要となる軽量フェンス等を設置する工事とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

工 事	補助金の額（1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。）
(1) 危険 ブロック 塀等の撤 去	次のいずれかのうち最も少ない額
	ア 危険ブロック塀等の撤去に係る費用の2分の1
	イ 撤去する危険ブロック塀等の長さに1メートル当たり10,000円を乗じて得た額
	ウ 100,000円
(2) 軽量 フェンス 等の設置	次のいずれかのうち最も少ない額
	ア 軽量フェンス等の設置に係る費用の2分の1
	イ 設置する軽量フェンス等の長さに1メートル当たり10,000円を乗じて得た額
	ウ 150,000円

（ブロック塀等の事前調査）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめブロック塀等が、危険ブロック塀等に該当するか否かの事前調査を受けなければならない。

2 前項の規定による調査を受けようとする者は、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付事前調査申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の現況写真（カラーで全景及び危険箇所が分かるもの）
- (2) ブロック塀等の付近案内図
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、現地において事前調査を行い、危険ブロック塀等に該当するか否かを判定し、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付事前調査結果通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第7条 前条第3項の規定により危険ブロック塀等に該当する旨の通知を受けた申請者は、

補助金の交付を受けようとするときは、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付申請書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第4号様式）
 - (2) 個人情報確認同意書（別記第5号様式）又は町税の納税証明書（滞納がないことを証するもの）
 - (3) 補助対象工事の見積書の写し
 - (4) 危険ブロック塀等の撤去計画図
 - (5) 軽量フェンス等の設置計画図（配置図、断面図、立面図等）（軽量フェンス等を設置する場合に限る。）
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- （交付の申請の期限）

第8条 前条の規定による交付の申請の期限は、補助金の交付の決定を受けようとする年度の11月末までとする。

（交付決定の通知）

第9条 町長は、規則第4条第1項の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、決定を受けた事項を変更するとき又は中止するときは、あらかじめ芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金変更（中止）承認申請書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金変更（中止）承認申請書に添付する書類は、中止する場合を除き次に掲げるものとする。

- (1) 変更後の補助対象工事の見積書の写し
- (2) 変更後の危険ブロック塀等の撤去計画図
- (3) 変更後の軽量フェンス等の設置計画図（配置図、断面図、立面図等）（軽量フェンス等を設置する場合に限る。）
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項の規定による変更（中止）承認の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、速やかに芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（別記第8号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする者は、補助対象工事の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月末日までのいず

れか早い日までに芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金実績報告書（別記第9号様式）により、次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 撤去後の写真（カラーで全景が分かるもの）
 - (2) 補助対象工事費の総額の領収証の写し
 - (3) 軽量フェンス等の設置工事の工程ごとの施工写真（軽量フェンス等を設置する場合に限るものとし、カラーで工事の内容及び完了したことが分かるもの）
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第12条 町長は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金額確定通知書（別記第10号様式）により、前条の規定により実績報告をした補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助対象者が、規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付請求書（別記第11号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）によるものとする。

（補助金の返還）

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金返還命令書（別記第13号様式）によるものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。